

【アメリカ】 退役軍人施設における医療過誤と連邦監察官の報告義務

2015年1月、ウィスコンシン州の退役軍人医療施設で、患者に対し、鎮静剤が過剰に投与されていたことが明らかとなった。退役軍人省の監察官は、この問題を調査し、内部報告をまとめていたが、公表されず、連邦議会の委員会にも情報は提供されていなかった。このことが問題視され、同年4月22日、同州選出の下院議員8名は、連邦監察官の報告義務を拡大する超党派の法案として「2015年連邦監察官透明性強化法」案(H.R. 1938)を提出した。法案は、「1978年連邦監察官法」を改正するもので、各連邦政府機関の監察官に対し、事案を管轄する政府機関の長及び関連の議会委員会、情報提供を要求した議員などに調査報告書を提出することや、作成後3日以内に当該監察官室のウェブサイトには報告書を掲載することを求めている。なお、連邦監察官の活動改善については、かねて関心が持たれていた。同趣旨の内容を含んだ「2015年連邦監察官権限強化法」案(S.579)が同年2月26日に提出され、両法案とも現在審議中である。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114hr1938ih/pdf/BILLS-114hr1938ih.pdf>

【アメリカ】 連邦政府機関の環境サステナビリティに向けた取組

2015年3月19日、オバマ大統領は「連邦政府機関による、今後10年間のサステナビリティに向けた計画」と題する大統領命令第13693号を発令した。同命令は、環境面でのサステナビリティ(持続可能性)を強化するための全体的目標として、連邦政府機関に対し、2025年度までに温室効果ガスの排出量を2008年度比で40%削減するよう規定している。また、連邦政府機関が達成すべき個別の主な目標として、2025年度までに①電力量及び熱エネルギー消費の25%を再生可能エネルギー発電や代替エネルギーなどのクリーン・エネルギーとすること、②庁舎でのエネルギー使用量を2015年度比で毎年2.5%削減すること、③使用車両の走行距離1マイル当たり温室効果ガス排出量を2014年度比で30%削減すること、④庁舎における飲料水の使用量を2007年度比で毎年2%削減することなどを定めている。なお、アメリカ国内の報道には、オバマ政権では、府機関がこれらの目標を達成する手段を明らかにしていないとの指摘もある。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2015-03-25/pdf/2015-07016.pdf>

【アメリカ】 全米ブルーアラートシステムの新設

2015年5月19日、2015年ラファエル・ラモス及びウェンジャン・リュウ全米ブルーアラート法(P.L.114-22)が成立した。法律名は、ニューヨーク市警の警察官の氏名で、両名は「警察官を殺害する」とネットに書き込んだ犯人に待ち伏せされ、2014年末に殺害された。この法律は、児童誘拐に関する「アンバーアラートシステム」をモデルとした「全米ブルーアラートコミュニケーションネットワーク」を司法省に新設するものである。「ブルーアラート」とは、連邦、州、地方の警官等の職務中の失踪、深刻な負傷又は死亡及び警官等の生命・身体にかかわる攻撃の脅しに関する情報を取りまとめ、同ネットワーク上で複数の州や地方に、警報を発令することを指す。全米ブルーアラートコミュニケーションネットワークでは、司法省の役職者が調整官となり、連邦、州、地方間の協力の仕組みや手続、ガイドライン等を策定する。ブルーアラートのため収集された各種の情報は、全米犯罪情報センター(NCIC)データベースに搭載される。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/665>

### 【アメリカ】 人身取引被害者に関する法律

2015年5月29日、人身取引と児童の性的搾取に歯止めをかけ、被害者を救済・支援することを旨とした2015年人身取引被害者への正義法が制定された（P.L.114-22）。内容は、①「人身取引被害者救済基金」を設立し、人身取引や児童ポルノで有罪となった者に刑とは別に最高5千ドルの罰金を科してこれに繰り入れること、②人身取引防止や被害者の救済・支援のための補助金を州等に交付すること、③軍法会議で性犯罪の有罪判決を受けた者の情報を国防総省が司法省へ提供すること、④入国・税関取締局に児童の人身取引の捜査を行う「サイバー犯罪センター」を設置すること、⑤人身取引被害者を見逃さないための訓練を医療関係者に対し実施すること、⑥司法手続における犯罪被害者の権利を強化すること、⑦人身取引被害者を買春した者も人身取引の罪に問えるようにする等、人身取引の要件を拡大すること、⑧アメリカ人の人身取引被害者が外国人被害者と同様の救済を得られないという取扱いの不均衡を是正すること等である。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/178>

### 【EU】 移民に関する行動計画

欧州委員会は2015年5月13日、その優先課題の1つである移民政策の具体化のための指針と、地中海を渡って欧州を目指す不法移民・難民を乗せた密航船転覆事故が急増している問題への緊急措置をまとめた「移民に関する欧州の行動計画」（COM (2015)240final）を発表した。今後数年間の指針としては、不法移民発生要因の削減、人命救助及び安全確保のための国境管理、欧州共通の強固な難民庇護政策、合法移民への新たな政策を挙げる。緊急措置としては、人命救助・国境管理の予算の3倍増、密航業者の取締強化等を掲げている。この行動計画に基づく第一歩として欧州委員会は5月27日、イタリア、ギリシャに今後2年間に到達するとみられるシリア人やエリトリア人の難民計4万人を、他の加盟国へ移送するEU理事会決定案（COM (2015)286final）を提出した。これは、人口や経済規模、失業率、過去の受入実績等に応じた数を最低受入数として各国に割り当て、イタリアやギリシャにかかる負荷を軽減するものである。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015DC0240&rid=1>

### 【EU】 治安に関する行動計画

欧州委員会は2015年4月28日、これまでの「域内治安に関する戦略2010-2014」に代わるEUの戦略として「治安（Security）に関する欧州の行動計画」（COM (2015)185final）を発表した。この行動計画は、2015年から2020年までの、テロ、組織犯罪及びサイバー攻撃の3つの脅威に対する具体的な方策や措置を示すものである。テロに関しては、テロの要員募集等の行為に加盟国が取るべき必要な措置を定めた、2008年のEU理事会枠組決定を見直す。組織犯罪に関しては、各国法に差があり情報共有が不十分だった、銃器の使用に関する規則を再検討する。また、5月20日に公示されたマネーロンダリングに関する規則等は、資金の流れを追跡し関係官庁や警察等の捜査機関間の情報交換を容易にするもので、組織犯罪への効果を期待している。サイバー犯罪に関しては、仮想通貨やモバイル機器を使用した新しい形態の決済手段に対応できるように、詐欺・偽造に関する2001年のEU理事会枠組決定を見直す。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015DC0185&from=EN>

### 【EU】 欧州デジタル単一市場戦略

欧州委員会は2015年5月6日、欧州委員会の優先課題の1つであるデジタル単一市場の構築に関して2016年までに取り組むべき施策を提示した「欧州デジタル単一市場戦略」(COM(2015)192final)を発表した。この戦略では、域内のデジタル市場活性化のために今後成立させるべき諸法案について記している。その主要なもの第1は、加盟国間の消費者保護の協力に係る改正法案である。第2は、地理的障壁の克服のための電子商取引枠組み及びサービス提供に関する指令の改正法案である。第3は、長年改正のなかった著作権法に関するもので、時代の変化に適応した法案を策定する。第4は、加盟国間で異なる付加価値税の制度によって生じるビジネスの負担を軽減する法案である。第5は、通信規制の改正法案で、検索エンジン等によるアクセスの統制や個人情報の取扱いへの規制強化を目的とする。欧州委員会は、これらの法改正等に基づく単一市場化の一層の推進によって、年4150億ユーロ(約57兆円)の経済効果を見込んでいる。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ [http://ec.europa.eu/priorities/digital-single-market/docs/dsm-communication\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/priorities/digital-single-market/docs/dsm-communication_en.pdf)

### 【イギリス】 人権法廃止と新権利章典制定に向けた動き

2015年総選挙で勝利した保守党は、欧州人権条約(以下「条約」)を国内法化した1998年人権法を廃止し、選挙後100日以内にこれに代わる新権利章典(以下「章典」)の法案を提出することを公約していた。人権法は成文憲法を持たないイギリスにあって限りなく憲法に近い意義を持ち、裁判所が違反と判断した議会制定法に修正を促す効力がある。政府は条約の「最高裁」にあたる欧州人権裁判所(以下「人権裁」)の存在が国内の裁判所の役割と議会の主権を損ない、また人権裁判決が人権法解釈にも影響するため、同法の効果が議会の与り知らぬ所で拡大していくと主張し、章典により条約の規定を法律化し、人権裁との関係を断ち、またその運用も重大な事案に限定するとしている。政府は条約への加盟を維持したまま、章典制定を行いたい意向であるが、その成否は不透明である。スコットランド及びウェールズの自治政府、党内からの反発もあり、政府は女王演説に章典提案を含めたものの、まず公開協議を行う意向を明らかにしている。(海外立法情報課・岡久 慶)

・ <http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7193>

### 【イギリス】 2015年小企業及び雇用法

2014年の時点で、イギリスの小企業は民間企業数の99%、民間雇用数の47.8%、民間収益の33.2%を占め、政府は小企業が経済成長の鍵になると考えている。2015年小企業及び雇用法は、これを踏まえ、小企業の競争力向及び起業環境の整備を主な目的として、2015年3月26日に制定された。主な規定は次のとおりである。①提供したサービス・商品の支払いを回収するに当たり、大手銀行等第三者の介入を禁止する契約を無効とし、小企業が遅延のない支払いを受けられるようにする。②企業を設立し登録するための手続を簡略化する。③公共機関の調達(年間約2300億ポンド)を行うに当たって必要情報を公開し、電子形態のインボイスの使用を可能にする規則を定める権限を国務大臣に与え、小企業の参加機会を拡大する。④2013年G8で合意されたオープンデータ憲章に基づき企業所有者(25%以上の株を保有する者)が分かる登録簿を設置する。⑤雇用者が待機労働契約の被用者による他の労働契約を禁止することを違法とする。(海外立法情報課・岡久 慶)

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/26/contents>

### 【イギリス】 2015年インフラストラクチャー法

イングランドの道路全体の2%を占める高速道路及び幹線道路は、「戦略道路網」と呼ばれ、1994年に設置されたエージェンシー（政府の実務遂行機関）である幹線道路局の管轄下に置かれていた。2013年、連立政権は、2021年までに最高500億ポンドの投資を行い、戦略道路網の内80%の再舗装を含む大規模整備計画を行うことを発表した。現行の政府直属エージェンシーでは年度ごとに予算計画が区切られ長期的な投資を行う上で不適切として、同機関を国有企業に変えることを提案した。2015年2月12日、2015年インフラストラクチャー法が制定され、同年4月に幹線道路局は国有企業ハイウェイ・イングランドとして再編された。同法はインフラ以外にも、年間被害総額18億ポンドといわれる侵入生物種に対応する規定を設け、生物種管理命令を定めることでイングランド及びウェールズの土地所有者に、所有地内に存在する侵入生物種の駆除を強制し、又は他者による当該地内への立入と駆除を認めさせることを可能としている。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/7/contents>

### 【フランス】 地方政治の活性化のための公選職支援

2015年3月31日に制定された「地方公選職への従事を支援するための法律第2015-366号」は、地方議会議員、市長、助役等の公選職に関し、倫理憲章の提示から歳費額の具体的な設定まで幅広い内容に及んでいるが、主眼のひとつは、「政治家」ではない民間人の地方政治への参画を促すため、民間人がより支障なく公選職に就けるよう支援することであり、特に任期終了後のキャリア復帰を支援するためのいくつかの措置を含んでいる。まず、公選職に就くため会社との労働契約を一時的に適用停止できる権利について、人口1万人以上の自治体の助役にまで適用基準が下げられた（従来は2万人以上の自治体）。また、任期終了後に元の会社へ復職する権利を保持できる期間が、その公選職の任期の連続する2期分まで拡大された。他に、復職に向けた専門的な職業研修を任期中に公費により受けられる権利が保障され、その後のキャリアに資するため公職での実績及び能力を大学の学位等で公的に認定される途も開かれる。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/3/31/2015-366/jo/texte>

### 【フランス】 原子力施設への不法侵入に対する刑罰強化

フランスは原子力大国であり、国内には原子力発電所を始め核燃料や核廃棄物を所蔵する施設や研究施設が多く存在している。近年、反原発運動家の原子力施設への不法侵入が大規模で武力的になっていることに対し、施設の重要性と危険性に鑑みて、一般的な刑罰ではなく原子力施設に特化した重い刑罰が必要とされ、このたび「核物質を所蔵する民間施設の防護強化に関する2015年6月2日の法律第2015-588号」が制定された。これにより、原子力施設への不法侵入は1年の禁固刑及び1万5千ユーロの罰金が科せられることとなり、加えて、器物破損、武器による威嚇やその使用、犯行の組織性等の事情により刑罰が段階的に重くなる。有罪の場合最長5年の銃器類の所持禁止等の補充刑も規定された。なお同法では、不法な飛行物体（ドローン等）の脅威への技術的及び法的な対応について、2015年9月末までに政府が議会に報告書を提出することも定めている。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/6/2/2015-588/jo/texte>

### 【フランス】 コレージュ（中学校）の改革

現・社会党政権の重要政策課題である学校改革の一環として、2015年5月19日、国民教育・高等教育・研究省から「コレージュにおける教育の組織化に関するデクレ（政令第2015-544号）」及びその詳細を記したアレテ（省令）が公布された。2016年9月から施行される。改革の意図は、学習能力及び知識の全般的向上、将来に「差」を生じさせない公平な学習指導、効果的で無理のない教科形態と時間割の導入等である。具体案は、第二外国語学習の早期開始、既存科目を融合した「統合科目」の充実、ギリシア・ラテン語科目及びドイツ語等のバイリンガル・クラスの廃止など、歴史と伝統に照らして大胆な改編を含み、案の策定中からすでに教育界を超えて賛否の議論が沸騰していた。また、各校の裁量の拡大や個人指導時間の重視が、学習成果のばらつき、学校・教師の負担を生む懸念もある。改革案に反対する教員組合は大規模なストライキを実施したが、政府はデクレ公布を断行した。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://legifrance.gouv.fr/eli/decret/2015/5/19/2015-544/jo/texte>

### 【ドイツ】 ジハーディストの渡航を阻止するための身分証明書法の改正

ドイツの旅券法には、国内外の治安等を理由として、旅券を発給拒否し（旅券法第7条）又は剥奪する（同第8条）ことができる規定がある。しかし、他のEU加盟国に加え、トルコ等一部の国には、旅券の代わりに身分証明書のみで入国することができるため、第三国を経由してイスラム国に参加する者がいた。2012年以降約450人のイスラム教徒がドイツからシリア方面に渡航したとされている。これを阻止するため、身分証明書法が改正された（BGBl. I S.970, 2015年6月30日施行）。改正により、テロ組織に所属若しくはこれを支援する者又は政治的若しくは宗教的な利益を貫徹するための手段として身体若しくは生命に対する暴力を違法に行行使する者若しくは支援する者に対して、身分証明書の発行拒否及び剥奪が可能となった（第6a条）。身分証明書の発行が拒否された者又は身分証明書が剥奪された者には、代替身分証明書が発行される。代替身分証明書には、その所持者がドイツを出国する権利を有さない旨が記載される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ *BT-Drucksache 18/3831, 4706.*

### 【ドイツ】 連邦軍勤務の魅力向上を図る法律

ドイツの連邦軍は、徴兵制があった時代には人材を確保できていたが、2011年に徴兵制が停止されて以降、民間企業等と競合して人材を確保しなければならなくなった。連邦軍における軍人の定員は18万5千人であるが、その3分の2以上が任期付勤務であることから、毎年2万人の軍人の採用が必要となっている。優秀でやる気のある人材の獲得及び長期的な確保のために、連邦軍勤務の魅力向上を図る法律が制定され、関連諸法が改正された（BGBl. I S.706, 一部を除き2015年5月23日施行）。改正により、待遇改善として、俸給の引上げ（軍人俸給法附則1）、予算定員の9割に満たない人材不足の分野の人員に対する手当の導入（連邦俸給法第44条）、特殊勤務手当の引上げ（特殊勤務手当令関連規定）、昇進機会の改善（連邦俸給法附則1）等が定められた。また、勤務条件の改善として、軍人のための週41時間勤務制の導入（軍人法第30c条）、子育てや介護を行う軍人の短時間勤務に関わる改善（軍人法第30a条）等が定められた。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ *BT-Drucksache 18/3697, 4119.*

### 【ドイツ】 電気自動車を優遇するための法律

ドイツは、交通分野における最終エネルギー消費量を 2050 年までに 2005 年の 6 割に削減することを目指している。連邦政府は、さらに、「電気自動車国家戦略」により、現在 21,000 台の電気自動車を 2020 年までに 100 万台に増やすことを目標としている。そのために、電気自動車を優遇するための法律が制定された (BGBl. I S.898, 2015 年 6 月 12 日施行)。この法律は、公道において電気自動車 (電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車) を従来のガソリン車より優遇することを目的としている。同法により、連邦交通・デジタルインフラ省は、電気自動車の充電のために公道に特別の駐車場を確保すること、電気自動車に優遇的な駐車料金を設定すること、騒音や排ガス規制のための特定の駐車禁止区域の利用を電気自動車に可能とすること等を命令により定めることができるとされた (第 3 条)。優遇措置を受けることのできる自動車には、その旨の表示をする (第 4 条)。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/3418, 4174.

### 【ロシア】 平時における死者を機密扱いとする法律

プーチン大統領は、国家機密の指定内容を改正する 2015 年 5 月 28 日大統領令第 156-rp 号「国家機密に関するリストの改正について」に署名した。ソ連崩壊後、ロシアでは国家機密の保護を目的として 1993 年 7 月 21 日連邦法第 5485-1 号「国家機密について」を施行したが、その細目は 1995 年 11 月 31 日大統領令第 1203 号「国家機密に関するリストの承認について」で規定されていた。この大統領令第 1203 号で規定された国家機密リストには、戦時における国防省職員の死亡が国家機密に含まれているが、これは当時、ロシアが関与していた第一次チェチェン紛争において多くの死者が出ていたことを念頭に置いた措置と見られる。さらに今回の大統領令第 156-rp 号では、平時であっても、特殊作戦を遂行中に国防省職員が死亡した場合は機密扱いされることとなった。ロシアがウクライナに対して行っている軍事介入で多数の死者が出ていることを隠ぺいする狙いがあるとされるが、ロシア政府はウクライナ情勢との関係を否定している。

(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201505280001>

### 【ロシア】 イノベーションセンター「スコルコヴォ」における規制緩和

2015 年 5 月 23 日連邦法第 153 号「連邦法「イノベーションセンター「スコルコヴォ」について」を改正する法律」が施行された。同センターはメドヴェージェフ政権下で「ロシア版シリコンバレー」として連邦予算で設置された先端産業拠点であるが、これまではビジネススクールなどが開設された程度であり、目立った企業の誘致に成功していなかった。このため、今回の法改正では、事業用地の取得条件が緩和された。従来、スコルコヴォに進出する企業は、センター内の敷地を購入する必要があったが、今回の改正により、土地管理会社を通じて国有地を借り受けることが可能となった。借受期間は 5 年以上であることが条件とされている。一方、借り受けた土地を企業が第三者に対してさらに貸し出すことは禁じられる。また、以上のような形態で企業が国から借り受けた敷地内では、通常義務付けられている各種の技術的制限や衛生・感染症規制が適用されないと規定されており、企業誘致を加速する効果が見込まれる。

(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201505230006>

**【韓国】 離婚後 300 日以内に生まれた子を元夫の子と推定する規定に憲法不合致決定**

日本の民法第 772 条と同様に、韓国の民法においても婚姻終了後 300 日以内に生まれた子を元夫の子と推定する規定が置かれている（第 844 条）。2015 年 4 月 30 日、憲法裁判所は同規定に対し、憲法不合致決定（違憲状態だが直ちに無効とはしない）を下した。憲法裁判所は、子の出生時における法的保護のために同規定は重要であり、通常の妊娠期間等を考慮して 300 日を基準としたことにも合理性が認められるとした。その一方で、法制定時（1958 年）と現在の状況の変化（離婚・再婚の増加、DNA 検査の発達、2005 年の民法改正による女性再婚禁止期間規定の削除等）を反映させないまま、一律に 300 日の基準を強要することにより生じる具体的かつ深刻な不利益に対する解決策を講じていないことが、基本権の侵害に当たると判断した。ただし、今回の憲法不合致決定に伴う立法措置の期限は設定されておらず、法改正が行われるまで同規定は引き続き効力を有する。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ <http://www.ccourt.go.kr/cckhome/comn/event/eventSearchTotalInfo.do?changeEventNo=2013%ED%97%8C%EB%A7%88623&viewType=3&searchType=1>

**【韓国】 店舗の賃貸の際に発生する権利金を法的保護の対象とする法改正**

韓国では通常、店舗の賃貸に際し、賃料とは別に「権利金」と呼ばれる経済的負担が発生する。権利金とは、新賃借人が現賃借人に対し、店舗の設備、立地、営業上のノウハウ等の有形無形の価値の対価として支払うものとされるが、韓国独自の慣習による制度であり、法的保護の対象となっていなかった。そのため、現賃借人による権利金の回収をめぐる様々な問題が生じ、大きな社会問題となっていた。現賃借人に新賃借人からの権利金回収の機会を保障するため、2015 年 5 月 12 日、商店街建物賃貸借保護法が改正された。法改正により、「権利金」の定義、標準契約書等に関する規定が新設されるとともに、権利金が法的保護の対象となった。原則として、賃貸人が（現賃借人があつせんした）新賃借人に対し、①権利金の要求・授受、②現賃借人への権利金支払の妨害、③著しく高額の賃料及び保証金の要求、④その他正当な理由のない契約拒否をすることが禁じられる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_D1E5D0P5G0I4J1H9C0R9H2K1F0Y8Z1](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_D1E5D0P5G0I4J1H9C0R9H2K1F0Y8Z1)

**【韓国】 両性平等政策における性平等指標の積極的な活用**

2014 年 5 月 28 日、女性発展基本法（1995 年 12 月制定）が両性平等基本法へと全面改正され、2015 年 7 月 1 日に施行された（本誌 264 号（2015 年 6 月）参照）。さらに全面改正法施行直前の同年 6 月 22 日、性平等指標の積極的な活用等のための追加の法改正が行われた（同年 12 月 23 日施行）。これにより、①女性家族部長官（部は省に相当、以下「長官」）が両性平等政策基本計画を策定する際、性平等水準を計量的に測定した国家性平等指標を活用すること、②長官がジェンダー予算に必要な基準を提示する際、性平等指標等を活用すること、③性平等水準の低い指標等に関し、長官が関係機関の長に改善案を施行計画に盛り込むことを要請できること、④国民が性平等指標に関する指標別統計や指標の特性等の情報を便利に活用できるよう長官が必要な措置を講ずること、⑤長官がセクシャル・ハラスメント防止措置の点検結果を高等教育機関の評価にも反映させるよう要求できること等が新たに規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_Q1R5S0Q4U2G8W1R3G2K9A5X5N5A1U1](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1R5S0Q4U2G8W1R3G2K9A5X5N5A1U1)

**【韓国】 学校外青少年支援に関する法律の施行**

韓国の学齢期（小中高）の青少年のうち、不登校、未進学、退学等により学校を離れている者は約 28 万人と推定されるが、実態把握は十分に進んでいない。2014 年 5 月 28 日、これら「学校外青少年」支援の法的根拠となる「学校外青少年支援に関する法律」が制定され、2015 年 5 月 29 日に施行された。同法制定により、①女性家族部（部は省に相当）長官による 3 年ごとの実態調査、②支援政策等を審議する学校外青少年支援委員会（女性家族部長官所轄）の設置、③学校外青少年支援プログラム（相談、教育、職業体験・就業及び自立）の実施、④学校外青少年支援センター（以下「支援センター」）の設置・指定等に関する事項が定められた。また、学校長に対し所属児童・生徒が学校外青少年となる場合は支援プログラムを案内し、支援センターの支援が受けられるよう措置を講ずることが義務付けられた。その際、学校長は当該児童・生徒の同意を得た上で、氏名、生年月日、住所及び連絡先を支援センターに通知することができる。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_U1M4Q0R4P2R5P1W8C5P4X2E6U5T1B8](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_U1M4Q0R4P2R5P1W8C5P4X2E6U5T1B8)

**【中国】 人民参審員制度の改革**

中国では、一般市民から選ばれた参審員が裁判官と合議体を形成して共に評議を行い、事実認定や量刑判断を行う人民参審員制度が実施されている。現行制度は人民法院組織法、「人民参審員制度の一層の整備に関する全国人民代表大会常務委員会（以下、「全人代常務委」）による決定」（2004 年）等に基づき、社会的影響が比較的大きい民事・刑事・行政事件の第一審を対象として実施している。2014 年末現在、人民参審員の総数は約 21 万人、2014 年に人民参審員が参加した裁判の総件数は約 220 万件に上る一方、制度の形骸化も指摘されている。2015 年 4 月 24 日、全人代常務委で「一部地域における人民参審員制度改革試行実施の授権に関する決定」が採択された。北京市を始め 10 の省・自治区・直轄市において、参審員の資格要件の変更（満 23 歳以上→満 28 歳以上、短大卒以上→高卒以上）、選任手続の透明性向上（無作為抽出した候補者の中から選任）、参審員の権利義務の明確化と待遇の改善等の試行が今後 2 年間実施される。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2015-04/25/content\\_1934607.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2015-04/25/content_1934607.htm)

**【中国】 食品安全法の改正**

中国の食品安全法は、食品の安全管理の強化を目的として 2009 年に制定された。しかし、法施行後も食の安全を揺るがす問題は後を絶たず、規制強化のため全国人民代表大会常務委員会で同法改正案の審議が行われていた（本誌 260-2 号（2014 年 8 月）p.31 参照）。改正法は 2015 年 4 月 24 日に成立し、同日公布された（2015 年 10 月 1 日施行）。旧法より 50 か条多い全 154 か条から成り、取締りの強化と厳罰化に重点が置かれている。生産から消費まで全過程の統一的な監督管理、予防を主とする等級別リスク管理、国によるトレーサビリティ制度の構築、公益通報の奨励等の新たな制度整備規定のほか、粉ミルク等の乳幼児用食品や健康食品の監督管理の一層の厳格化などが定められている。刑事責任も強化され、有期懲役以上の刑罰に処された者は、食品の生産又は取扱いに係る管理業務への従事が一生涯禁止される。非食用物質の添加や毒性の強い農薬の使用など重大な違法行為に対しては、行政拘留処分も行われる。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content\\_2853643.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content_2853643.htm)

### 【台湾】 長期介護サービス法の制定

2015年5月15日、台湾立法院で長期介護サービス法が可決、成立した（同6月3日公布、施行は公布の2年後）。同法は、体系化された長期介護サービスの提供とその質的向上、介護者と要介護者双方の尊厳と権利利益の保障等を立法目的とする。6か月以上要介護状態にある者は、性別、年齢、心身障害の程度、国籍、居住地等による差別なく、全て長期介護サービスの対象となる。法の章構成は、総則、長期介護サービス及びその体系、長期介護要員の管理、長期介護施設の管理、要介護者の権利利益保障、罰則、附則で、全66か条から成る。在宅、地域、施設の各サービス形態を統合した一体的な制度の実現、家族介護者に対する支援、外国籍の在宅介護要員に対する研修の実施等の内容が含まれる。審議の焦点となった財源については、120億台湾ドル以上の長期介護サービス発展基金の設置が定められた。なお、長期介護保険法案も6月4日に立法院に提出され、政府はその早期成立を目指している。（1台湾ドルは約4円） （海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lghhtml/lawstat/version2/02588/02588104051500.htm>

### 【オーストラリア】 連邦行政審判所の統合

連邦行政審判所統合法が2015年5月26日に成立した（一部を除き同年7月1日施行）。行政不服審判所、社会保障不服審判所、移民審判所、難民審判所を新たに行政不服審判所として統合し、その構成員、部局を定め、関連する多数の法律を改正することを内容とする。行政審判所は、行政上の決定に対する不服申立てについて「妥当性審査」(merit review)を行うもので、400を超える法令で広くその道が開かれている。司法手続より柔軟、迅速に、事実問題も含めて審査し、組織系統は行政機関から独立している点に特徴がある。今回の統合は、審判所制度の重複を取り除き、国民にとってよりシンプルで、活用しやすいものとするを主たる目的とし、他方これまでの社会保障審判所の審査に採用されていた2層制（行政不服審判所への申立て）が新制度のもとでも維持されるなど、旧制度に比べて国民に不利を強いることはないを受け止められている。構成員の知識と専門性がより広い範囲で共有されるとも評価されている。（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bid=s990](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=s990)

### 【マレーシア】 扇動法改正で電子媒体上の言論規制へ

2015年4月9日、マレーシア下院は扇動法改正案を可決した。改正案は、同法の適用対象に電子媒体を加え（第2条）、宗教に基づき集団間の敵意や憎悪を煽る行為を新たに「扇動」の定義に含めた（第3条第1A項）。扇動行為に対する禁固刑を最長5年から3年以上7年以下に変更した他、扇動行為により人身もしくは財産に損害が生じた場合に最長20年の禁固刑を科す（第4条第1項、同第1A項）。また、裁判所は扇動的な内容を含む電子媒体の閲覧停止命令を出すことができる（第10A条）。審議は12時間にわたって行われ、同法の下で起訴された被告の無保釈条項は採決直前に削除された。ナジブ首相は2013年総選挙の際に扇動法の廃止を公言していたが、テロ対策の必要性を掲げて公約を撤回した形となった。電子媒体への規制導入について、弁護士会やジャーナリスト団体は表現の自由への重大な侵害になるとして反発している。これに先立つ4月7日には、裁判によらず容疑者の2年間の拘禁を認めるテロ防止法が下院で可決された。（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.nst.com.my/node/80034>

**【ミャンマー】人口抑制法が成立**

2015年5月19日、テインセイン大統領が人口抑制に関する健康管理法（以下「人口抑制法」）に署名した。人口抑制法は、人口増加率の高い地域の行政当局が、地域内に住む夫婦に対して少なくとも36か月の出産間隔を設けるなどの政策を実施することを認める内容である。対象となる特定の民族もしくは地域は明示されていないが、西部ラカイン州に集中するイスラム教徒の少数民族ロヒンギャ族の人口増加を抑制する目的があるとみられており、人権団体や欧米諸国は差別的な適用がなされる可能性があるとして批判を強めている。人口抑制法は、反イスラム運動を展開している仏教僧らの後押しで2014年11月に国会提出された「民族宗教保護法案」の一部で、他に、宗教間婚姻法案、改宗法案、単婚（モノガミー）法案がある。仏教徒女性の異教徒男性との結婚を規制する宗教間婚姻法は下院で可決されたが、上院が提示した量刑緩和などの修正案をめぐって上下院の意見が割れており、6月4日時点では成立に至っていない。

（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.mmtimes.com/index.php/national-news/14648-president-signs-off-on-population-control-law.html>